平成２５年（フ）第２９３号
山梨県南アルプス市上宮地324番地１
破産者　大柴　正彦
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
山梨県笛吹市石和町上平井536番地３
破産者　山﨑　隆雄
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
長野県茅野市宮川3958番地４
破産者　松澤　　豊
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６４号
長野県岡谷市長地出早３丁目２番25―２号
破産者　山田　敏恵
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６６号
長野県諏訪市大字上諏訪7759番地８　ハイツ諏訪133号
破産者　望月　正二
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第８７号
長野県諏訪市沖田町１丁目147番地２　サンコーポ藤201号
破産者　濵　　勇人
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３４１号
愛知県一宮市奥町字内込51番地３
破産者　下川路美樹
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４２号
愛知県西尾市吉良町吉田亥改17番地、前住所愛知県西尾市吉良町宮崎田ノ上１番地７
破産者　桔梗屋旅館こと，味の民宿桔梗屋こと　黒野　和夫
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
愛知県名古屋市港区南十一番町３丁目５番地の２　グランドハイツ南十一番町602号
破産者　伴　　勝治
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
愛知県高浜市湯山町４丁目16番地16　エレガンテ湯山202号室、住民票上の住所名古屋市西区玉池町155番地　ラ・セリカ上小田井302号
破産者　山下　　茂
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
京都府京丹後市網野町浜詰678番地
破産者　岡本　直記
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５０号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営小栗栖西団地３棟406、破産手続開始決定時の住所京都府宮津市字国分200番地
破産者　漁火亭こと　志村　朝雄
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４５号
京都府与謝郡与謝野町字三河内115番地４
破産者　酒井　照美
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４３号
和歌山市紀三井寺811―87地域密着型特別養護老人ホームプチパレス紀三井寺、開始決定時の住所和歌山市紀三井寺800番地
破産者　丸山　　勉
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１６号
和歌山市毛見1508番地の１　ヴォラーレ・デル・マーレ706号室
破産者　福居　和男
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
福岡県福岡市城南区南片江３丁目８番17メゾンドＭＡ―201、旧住所愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地310番地２
破産者　大谷　伸郎
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３６号
福岡県福岡市城南区南片江３丁目８番17メゾンドＭＡ―201、旧住所愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地310番地２
破産者　大谷　直美
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第５５２号
熊本市中央区水前寺２丁目14番８号　翠館301、前住所熊本市西区新土河原１丁目３番64号　エスタシオーネス801号
破産者　水町　勝也
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係